

## 公 告

「信用リスク評価の精緻化検討に係るコンサルティング業務」に係る企画競争

平成27年9月14日  
独立行政法人農林漁業信用基金

下記の業務についての委託先を公募します。応募される方は、本公告内容を了承のうえ、下記によりご応募ください。

### 記

#### 1 業務の名称

信用リスク評価の精緻化検討に係るコンサルティング業務

#### 2 業務実施の目的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業信用保証保険業務において、平成27年4月から実施している「信用リスクに応じた段階別保険料率」については、今後、さらに与信データの蓄積を行いつつ、信用リスク評価の精緻な計測に向けて検討を行うことが課題となっており、平成27年度計画においても検討事項とされている。

信用リスク評価の精緻化については、最終的には中小企業信用補完制度の仕組み（保証引受時の決算書を基に将来のデフォルト（以下「DF」という。）率を推計する評価方法）と同様のものとするのが求められているが、精緻化の検討に当たっては、以下の課題を踏まえて取り組むこととする。

- (1) 信用リスク評価の精緻化の検討を行うためには、分析するために必要なDF先データ（保証引受時の決算書）の十分な蓄積が前提となるが、これまでDF先データの蓄積は乏しい状況にある。しかしながら、本年度から導入した段階別保険料率の適用先（スコアリング案件は全て決算書を徴求）の保険事故の発生により、今後DF先データの蓄積が見込まれることから、これを見据えて、与信データを分析・整理できるようデータベース化を図り、データが十分蓄積された時点で速やかにDF率推計による評価方法を設計・導入できるよう措置しておく必要がある。
- (2) このため、本年度から段階別保険料率の導入に伴い蓄積している決算書等与信データについて、DF率の推計に有用となる分析指標（営業効率、資本効率、資産効率、営業キャッシュフロー等の分析項目）が把握できるようシステム化する必要がある。

以上のことを踏まえ、専門的知見を有する外部専門家によるコンサルティングを受け、DF率の推計に有用な分析指標の検討を行い、決算データ、分析指標等の蓄積及びこれらのデータと保険事故との関連が把握できるデータベースシステムを開発することを目的とする。

#### 3 業務の内容

別途、信用基金から交付する「信用リスク評価の精緻化検討に係るコンサルティング業務に係る企画競争応募要領」（仕様書等を含む。）（以下「応募要領」という。）による。

#### 4 応募手続及び応募資格

##### (1) 応募手続

本業務の受託を希望する者は、信用基金が交付する応募要領に従い、企画提案書の作成及び提出を求める。

なお、信用基金は、必要に応じて企画提案会を開催し、提出された企画提案書についての説明を求めることがある。

##### (2) 応募資格

次の①から③に適合する者であること。

- ① 下記ア、イ及びウに該当しない者であること。
- ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
  - ウ 反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。)又はその関係者と認められる者
- ② 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後二年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
  - カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
  - キ 競争応募資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。
  - ク 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者。
- ③ 必要とする技術要件として、次の各号のすべてを満たしている者であること。
- ア 日本国内において保険料率若しくは保証料率に関するコンサルティングの実績があるか又はアクチュアリー(公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員)が本業務に従事できること。
  - イ 日本国内において農業者等の信用力評価に関するコンサルティングの実績又は農業者等の信用力評価システムの開発実績があること。
  - ウ I SMS適合評価制度の認証を取得していること。

## 5 応募要領等の交付

### (1) 交付期間

平成27年9月14日(月)～平成27年10月2日(金)17時00分  
土日祝祭日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。

### (2) 交付場所

〒101-8506  
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階  
独立行政法人農林漁業信用基金 農業管理室  
電話 03-3294-4490  
FAX 03-3294-3151

## 6 その他

本公告に記載なき事項は、応募要領等によるものとし、不明な点等がある場合には、質問書(様式の指定なし。)により、原則として電子メールにて照会すること。

### (1) 電子メールアドレス

Eメール: system@jaffic.go.jp

### (2) 質問の受付期限

平成27年10月9日(金) 17時00分

### (3) 問い合わせ先

独立行政法人農林漁業信用基金 農業管理室 信用リスク評価コンサル担当

## 7 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表

別紙「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」による。

以上公告する。

## 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）